

## 第12回教育委員会定例会 案件表

### ○ 日 時

令和2年6月25日(木) 午後3時30分から

### ○ 議 題

#### 1 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指定について

#### 2 陳 情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和2年陳情第1号 教科書採択にあたって多くの教員が見本本を研究し意見を述べる条件整備を求める陳情〔継続審議〕

#### 3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

#### 4 報 告

##### (1) 教育長報告

- ① 令和2年度学校関係改修工事について (資料1)
- ② 上石神井北小学校校舎改築基本設計概要について (資料2)
- ③ 練馬区立軽井沢少年自然の家の臨時休館について (資料3)
- ④ 練馬区立軽井沢少年自然の家の指定管理者の選定について (資料4)
- ⑤ 練馬区立武石少年自然の家の指定管理者の選定について (資料5)
- ⑥ 練馬区立平和台図書館の指定管理者の選定について (資料6)

- ⑦ 練馬区立平和台児童館および練馬区立平和台児童館学童クラブの指定管理者の選定  
について (資料7)
- ⑧ 練馬区立東大泉児童館、練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび練馬区立東大泉児童館  
第二学童クラブの指定管理者の選定について (資料8)
- ⑨ 令和2年第二回練馬区議会定例会提出議案について (資料9)
- ⑩ その他

令和 2 年 6 月 25 日  
教育振興部学校施設課

令和 2 年度学校関係改修工事について

区立小中学校の改修工事については、騒音・振動等で学校運営に影響を与える作業を夏季休業期間中に実施している。

今年度、75 件の区立小中学校の改修工事を計画したところであるが、夏季休業期間を 23 日間に短縮したことで大きな影響が生じる 34 件の工事について、下記のとおり対応する。

記

1 実施する工事（16 件）

夏季休業期間を 30 日間確保して工事を実施する。

区分	件名	学校名
校舎等改修工事	屋上防水および外壁改修工事	開進第二小、光が丘第二中
	上記に伴う機械設備工事	光が丘第二中
一般改修工事	トイレ改修工事	開進第一小、練馬第二小、大泉小、中村中、北町中、練馬東中
	上記に伴う建築工事	開進第一小、練馬第二小、大泉小、中村中、北町中、練馬東中
	防球ネット設置等工事	光が丘秋の陽小

2 来年度に延期する工事（8 件）

施工中の工事を一時中断したうえで、契約期間を来年度に延長する。

そのため、6 月補正予算において令和 3 年度への繰越明許費を計上する。

区分	件名	学校名
校舎等改修工事	防火設備改修工事	八坂中
給水設備等改修工事	給水管等改修工事	仲町小、練馬小、八坂小、光が丘第一中
	上記に伴う建築工事	八坂小
	水飲栓直結給水化工事	開進第三小、練馬中

### 3 中止する工事（10件）

今年度工事を行わず、来年度に予算計上し工事を行う予定。

区分	件名	学校名
校舎等改修工事	屋上防水および外壁改修工事	北町小、北町西小、泉新小
	上記に伴う機械設備工事	北町小、北町西小
給食室等改修工事	給食室不燃区画工事	光和小
一般改修工事	火災報知設備改修工事	田柄小、開進第三中、八坂中
	非常放送設備改修工事	光が丘第二中

## 上石神井北小学校校舎改築基本設計概要について

上石神井北小学校の校舎の改築にあたり、このたび基本設計が完了したので、その概要について下記のとおり報告する。

### 記

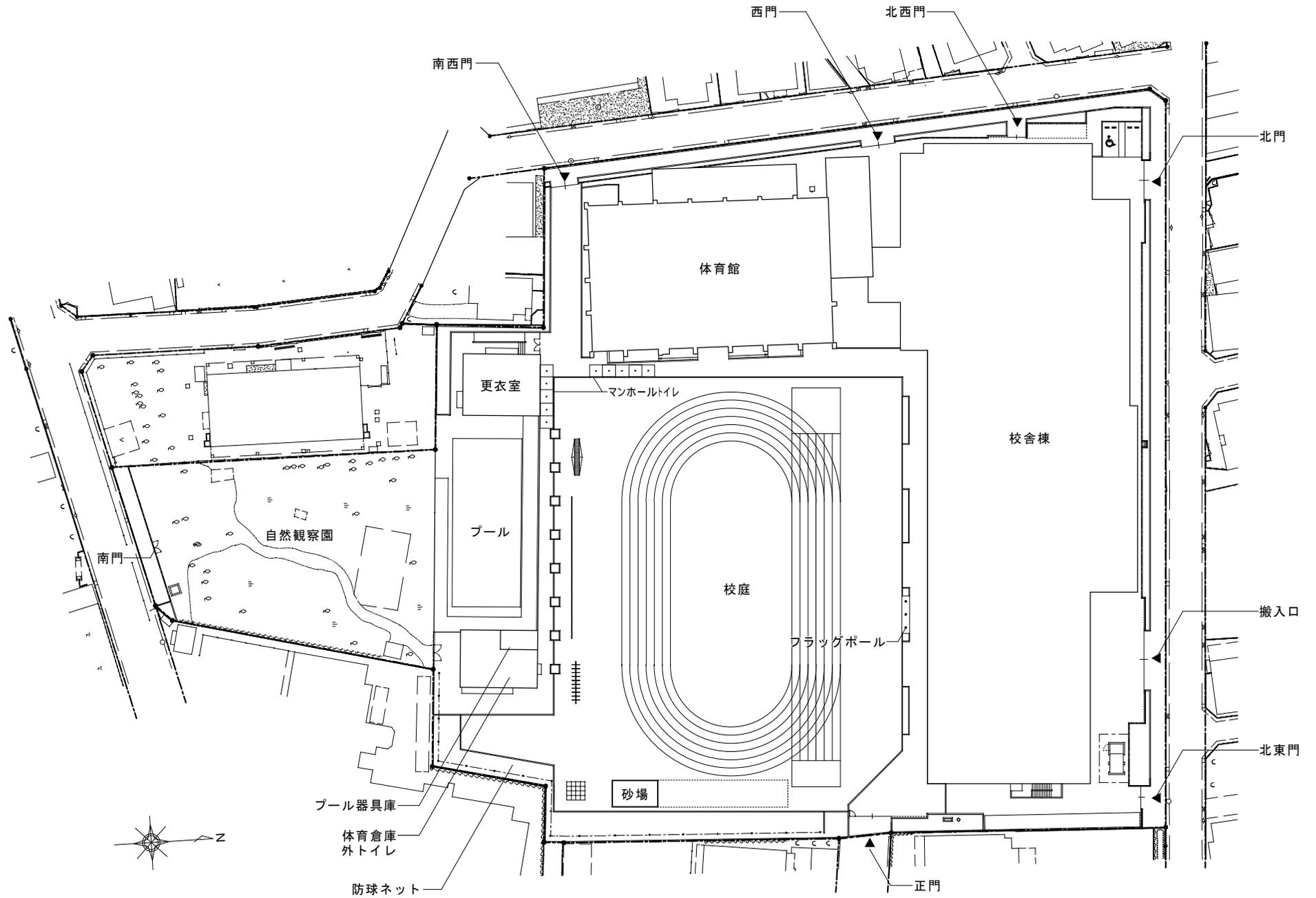
#### 1 設計方針

- (1) 教育内容の多様化への対応  
多目的スペースの確保、ICT 環境の整備
- (2) 環境配慮  
屋上緑化、雨水利用、太陽光発電
- (3) バリアフリー化の推進  
段差の解消、だれでもトイレの設置、エレベーターの設置
- (4) 防災拠点としての機能強化  
防災備蓄倉庫、マンホールトイレ、体育館空調機の設置

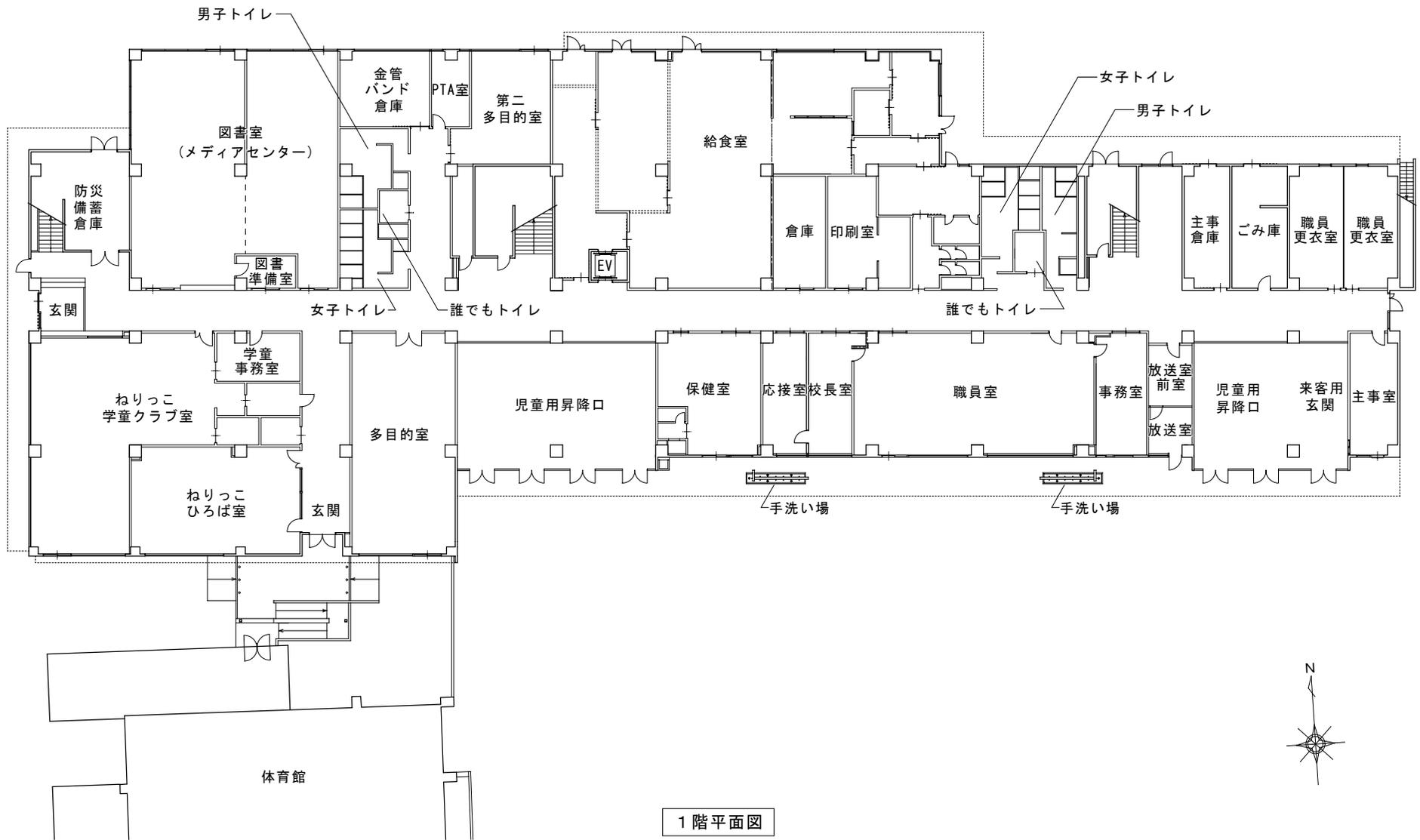
#### 2 施設概要

- (1) 新校舎  
構 造：鉄筋コンクリート造 3 階建  
延床面積：約 7,000 m<sup>2</sup>  
校 庭：110mトラック、直線 50m  
計画諸室：普通教室、特別教室、特別支援教室、管理諸室、給食室、  
ねりっこ学童クラブ室、ねりっこひろば室等  
そ の 他：プール関係諸室（更衣室、機械室等）、体育倉庫を改築  
体育館に空調機を設置  
※平成元年 3 月体育館建築、平成 29 年 3 月プール改修済
- (2) 仮設校舎  
構 造：軽量鉄骨造 3 階建  
延床面積：約 4,900 m<sup>2</sup>  
計画諸室：普通教室、特別教室、特別支援教室、管理諸室、給食室等

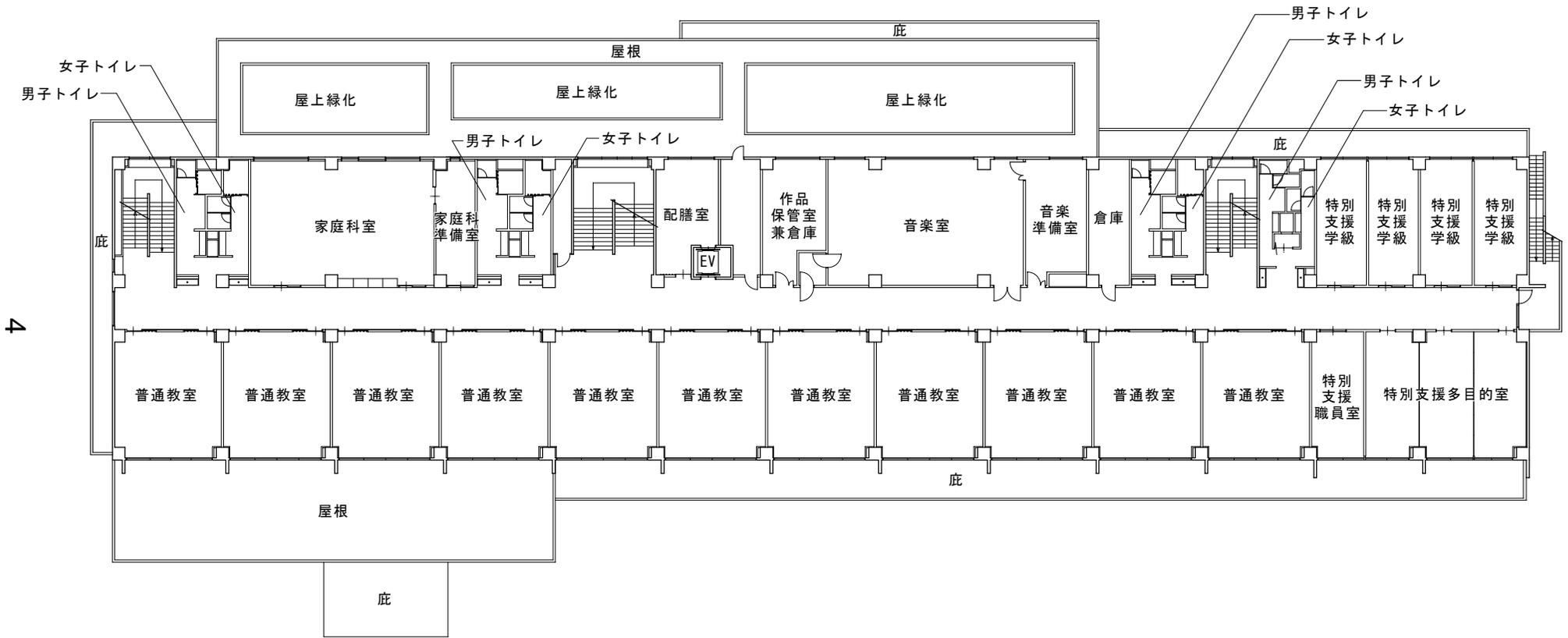
#### 3 配置図、平面図および工事スケジュール 添付のとおり



配置図

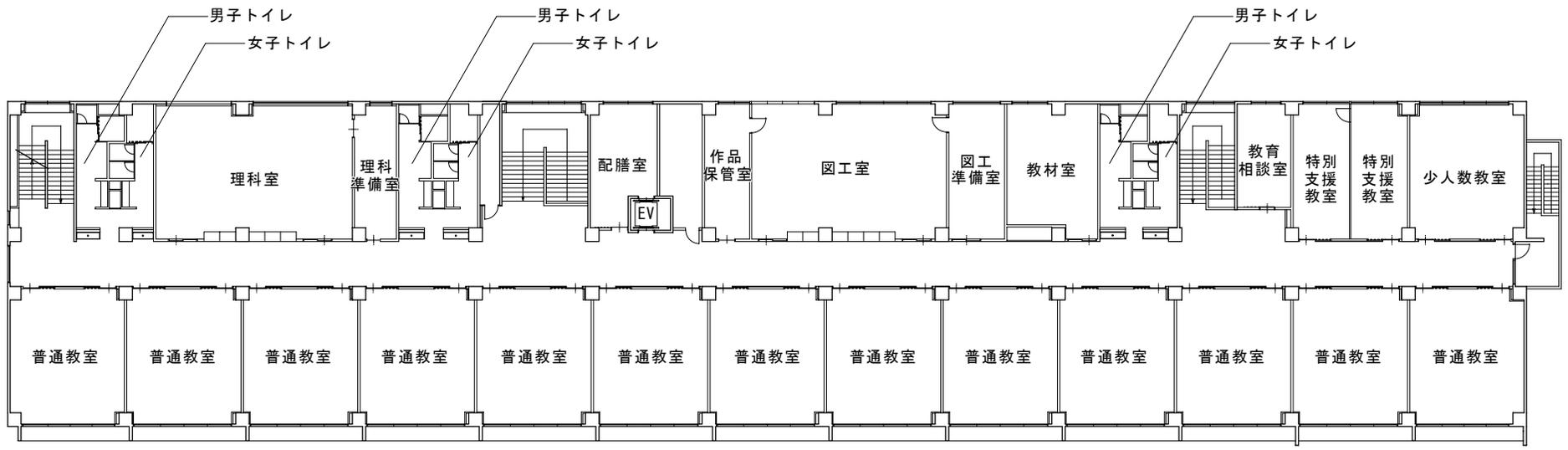


1階平面図

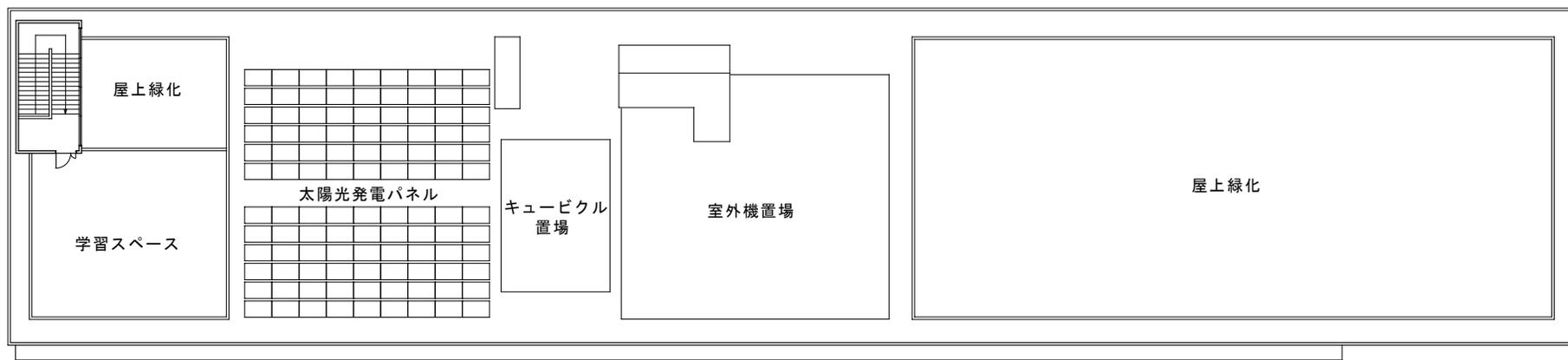


4

2階平面図

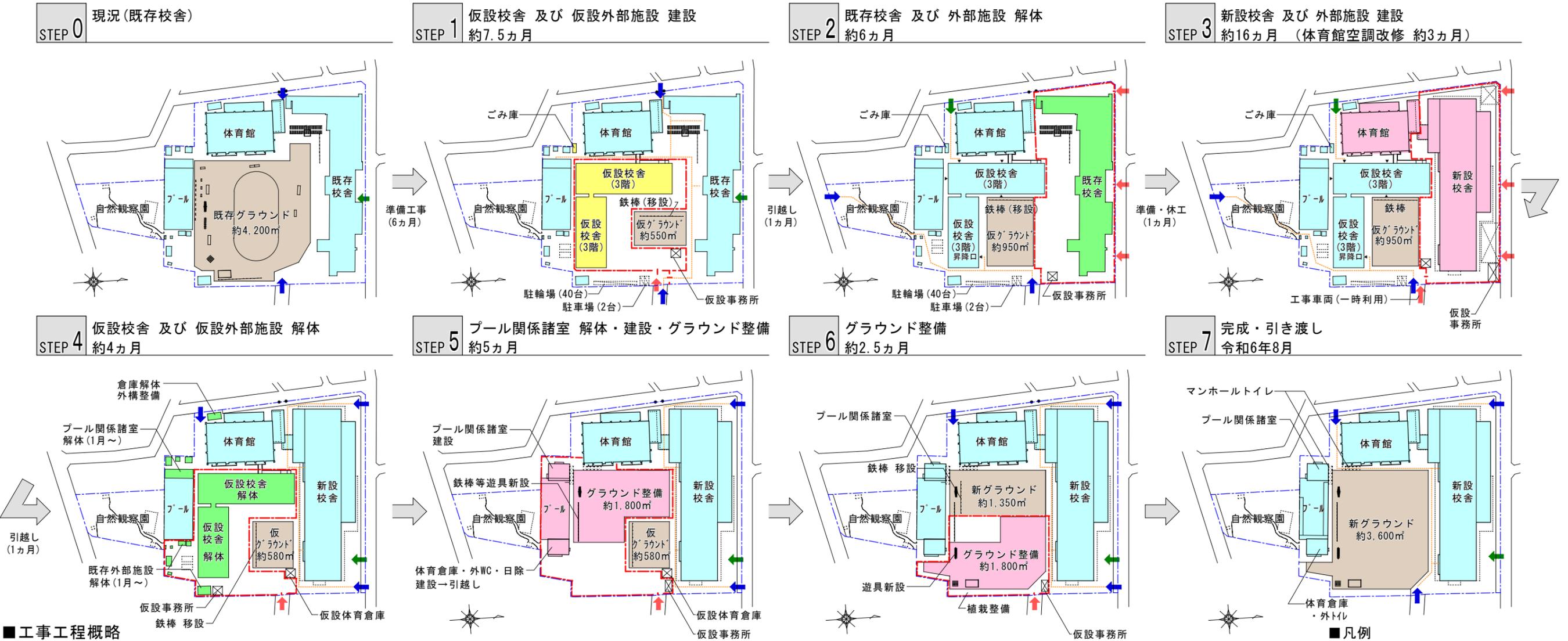


3階平面図

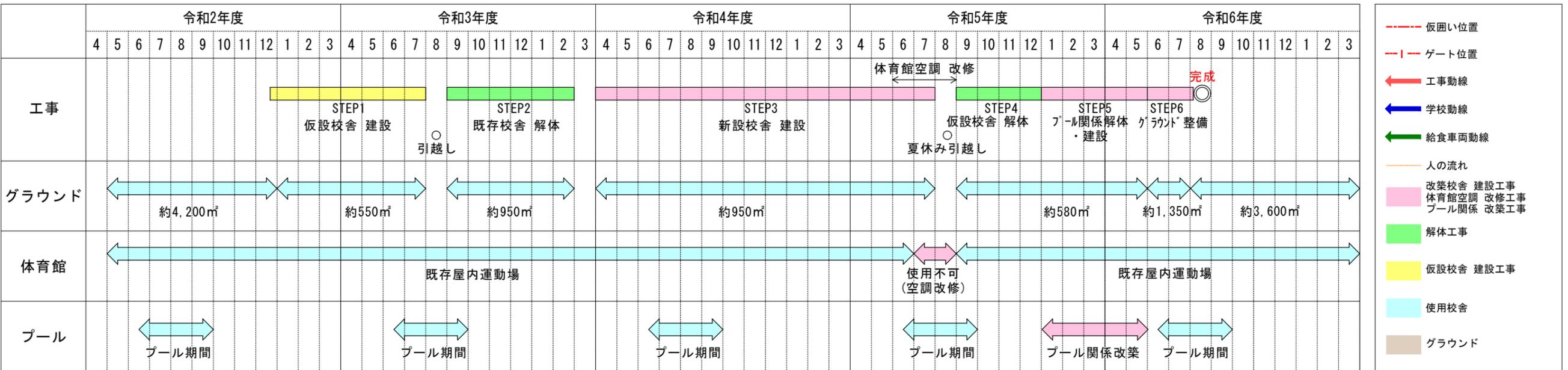


屋上階平面図

・工事ステップ図



■工事工程概略



資料 3	
------	--

令和 2 年 6 月 25 日

教育振興部保健給食課

練馬区立軽井沢少年自然の家の臨時休館について

練馬区立軽井沢少年自然の家において、老朽化に伴う給水管等改修工事、受水槽等入替工事および昨年 7 月の落雷で故障した保健室のエアコン入替工事等を行うため、以下のとおり臨時休館する。

1 臨時休館期間

令和 2 年 9 月 12 日（土）から令和 2 年 12 月 31 日（木）まで

2 工事内容

別紙のとおり

3 周知方法

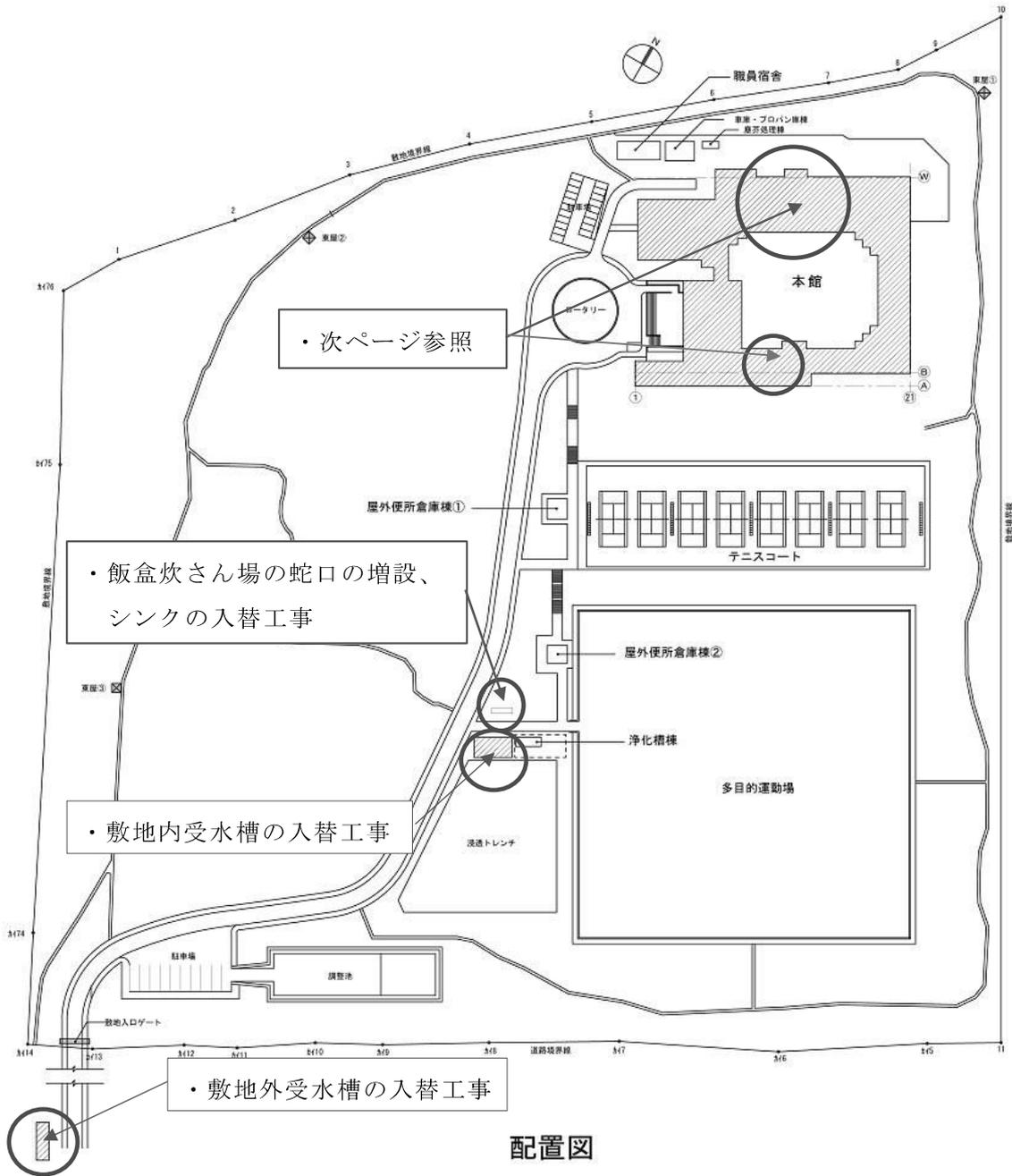
(1) 区ホームページ

(2) 旅行サービスコーナー（区役所 1 階）でのご案内

(3) ベルデ宿泊予約システム

練馬区立軽井沢少年自然の家 主な工事内容

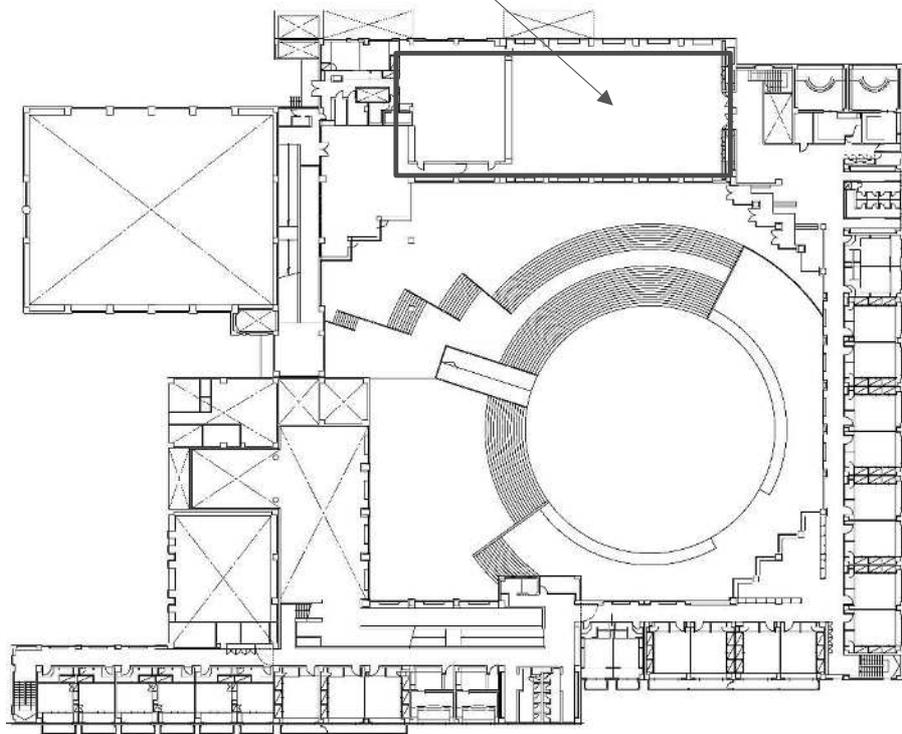
【配置図】



配置図

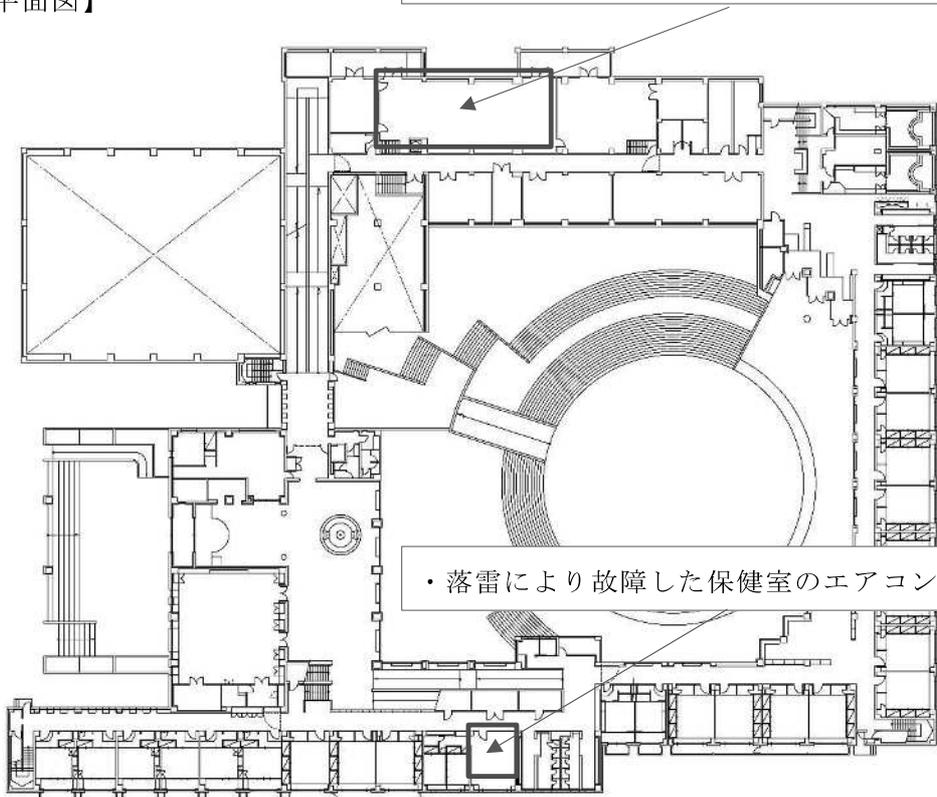
【上階平面図】

- ・ 厨房内給水管、給湯管、床、天井の改修工事
- ・ 大食堂内給茶槽・電気温水器の入替工事



【主階平面図】

- ・ 機械室内給水管の改修工事、受水槽の入替工事



令和 2 年 6 月 25 日

教育振興部保健給食課

## 練馬区立軽井沢少年自然の家の指定管理者の選定について

練馬区立軽井沢少年自然の家については、平成28年4月1日から軽井沢フード株式会社を指定管理者として運営を行ってきた。その指定期間が令和3年3月31日に満了することから、次期の指定管理者の選定を行う。

### 1 指定期間（予定）

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

### 2 選定の対象とする団体（現指定管理者）

長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢10番地8

軽井沢フード株式会社

代表取締役 塩川 博俊

### 3 上記の団体を選定対象として特定する理由

別紙1の理由により、「区民サービスを維持するため、事業の継続性を確保する必要があることから、これまでの運営実績に基づき、指定管理者候補として選定することが最適であると認められる場合」（基本方針「特定の団体を指定管理者候補として選定する場合」（イ）④）に該当するため、今回は公募によらず対象とする団体を特定する。

### 4 指定管理者の選定手続予定

指定管理者選定小委員会において、対象団体の企画提案書等提出書類、プレゼンテーションの内容、団体運営施設実地調査、税理士による団体経営診断結果等をもとに評価し、さらに指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。

指定管理者の指定の議案は、令和2年第四回練馬区議会定例会に提出する。

## 5 評価項目・評価基準

別紙2のとおり

## 現指定管理者を選定対象として特定する理由

少年自然の家は、区立小中学校の移動教室などをはじめとした校外学習の受入れを第一義的な役割とし設置されたものである。

少年自然の家では、校外学習の受入れにあたり、安全かつ効果的に校外学習を実施するため、学校関係者への支援や安全性の確保、区と地域関係者とのパイプ役としての役割を担っている。

現行の安全かつ効果的な校外学習を継続して実施するという観点や、これまでの実績等を考慮し、現指定管理者を引き続き選定対象として特定する理由は、次のとおりである。

- (1) 現指定管理者の軽井沢フード株式会社は、昭和 54 年軽井沢高原寮開設時から平成 20 年度指定管理者制度導入を経て現在に至るまで、約 41 年間、安定・継続して業務を遂行していること。
- (2) 現指定管理者は、長年の受託経験に培われた、体制が構築されており、施設の不具合を早期に発見し対処できるため、円滑なサービスの提供ができること。
- (3) 従業員の多くが施設周辺に居住しており、地域情報等を即座に入手できるため、災害発生時には、利用者を迅速かつ安全に避難誘導できること。
- (4) 校外学習のプランニングでは、実地踏査から本番まで、学校の要望に切れ目なく応じ、交通事情や荒天時の対策、プラン提案、注意点など、様々な情報提供を行っており、より安全かつ快適な実施となるよう、支援を行うことができること。
- (5) 校外学習実施時は、自然観察等の行程に現指定管理者の職員が同行しており、急激な天候悪化や毒草、毒へび、熊出没等から児童・生徒を守るため、適切な助言を行い、行程の変更にも適切に対応でき、学校からの評価も高いこと。
- (6) アレルギー除去食の提供では、教員や保護者に対して、事前に綿密な打合せと情報交換を行い、より安全な食事の提供を行えること。また、代替食は、児童・生徒に配慮し、通常メニューに類似した食事を提供できること。
- (7) 現指定管理者は、地域に密接した事業者であるため、校外学習で利用する見学施設や体験学習場所所管の観光協会等関係団体と、適宜、情報交換や調整を行っており、区とのパイプ役を担っていること。
- (8) 現指定管理者は、文京区の指定管理業務も受託しており、ノウハウを活かしたサービスの提供を行うことができる。また、ベルデの森トレッキング等の事業に対する利用者からの評価が非常に高いこと。



## 練馬区立軽井沢少年自然の家評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準
団 体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性
	2 当該施設の 運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応
提 案 審 査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制
	4 運営経験を 生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組
	5 施設の維持管理・ 安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制 (4) 食事提供における衛生安全管理体制
	6 効率的な管理 運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性
	7 校外学習の 受入体制 (施設特性 に応じた 評価項目)	(1) 校外学習の受入時の職員配置 (2) 児童・生徒の安全確保に対する基本方針・取組
	8 地域への貢献	(1) 地元、関係機関等との連携の推進

## 練馬区立武石少年自然の家の指定管理者の選定について

練馬区立武石少年自然の家については、平成28年4月1日から一般財団法人上田市地域振興事業団を指定管理者として運営を行ってきた。その指定期間が令和3年3月31日に満了することから、次期の指定管理者の選定を行う。

## 1 指定期間（予定）

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

## 2 選定の対象とする団体（現指定管理者）

長野県上田市上丸子1612

一般財団法人 上田市地域振興事業団

理事長 井上 晴樹

## 3 上記の団体を選定対象として特定する理由

別紙1の理由により、「区民サービスを維持するため、事業の継続性を確保する必要があることから、これまでの運営実績に基づき、指定管理者候補として選定することが最適であると認められる場合」（基本方針「特定の団体を指定管理者候補として選定する場合」（イ）④）に該当するため、今回は公募によらず対象とする団体を特定する。

## 4 指定管理者の選定手続予定

指定管理者選定小委員会において、対象団体の企画提案書等提出書類、プレゼンテーションの内容、団体運営施設実地調査、税理士による団体経営診断結果等をもとに評価し、さらに指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。

指定管理者の指定の議案は、令和2年第四回練馬区議会定例会に提出する。

## 5 評価項目・評価基準

別紙2のとおり

## 現指定管理者を選定対象として特定する理由

少年自然の家は、区立小中学校の移動教室などをはじめとした校外学習の受入れを第一義的な役割とし設置されたものである。

少年自然の家では、校外学習の受入れにあたり、安全かつ効果的に校外学習を実施するため、学校関係者への支援や安全性の確保、区と地域関係者とのパイプ役としての役割を担っている。

現行の安全かつ効果的な校外学習を継続して実施するという観点や、これまでの実績等を考慮し、現指定管理者を引き続き選定対象として特定する理由は、次のとおりである。

- (1) 練馬区と旧武石村は、昭和 55 年当該施設の開設を契機に交流が始まり、平成 6 年には友好提携に関する合意書を取り交わしている。平成 18 年に武石村が合併し上田市になった後も、上田市武石地域との友好交流を継続するため、改めて上田市と友好提携に関する合意書を取り交わし、区と密接な関係を保っていること。
- (2) 現指定管理者の（一財）上田市地域振興事業団は、旧武石村が設立した外郭団体が前身となっており、雇用および物品の調達等を地域内から積極的に行っているため、地域住民や企業をはじめ周辺自治体からの信頼度が高く、地域内での校外学習活動、少年団体活動、区民の健全な余暇活動などへの協力・支援を円滑に行うことができる。また、開設当初から平成 20 年度指定管理者導入を経て現在に至るまで、約 40 年間、安定・継続して業務を遂行していること。
- (3) 現指定管理者は、長年の受託経験に培われた、体制が構築されており、施設の不具合を早期に発見し対処できるため、円滑なサービスの提供ができること。
- (4) 従業員の多くが施設周辺に居住しており、地域情報等を即座に入手できるため、災害発生時には、利用者を迅速かつ安全に避難誘導できること。
- (5) 校外学習実施時は、自然観察等の行程に現指定管理者の職員が同行しており、急激な天候悪化や毒草、毒へび、熊出没等から児童・生徒を守るため、適切な助言を行い、行程の変更にも適切に対応でき、学校からの評価も高いこと。
- (6) アレルギー除去食の提供では、教員や保護者に対して、事前に綿密な打合せと情報交換を行い、より安全な食事の提供を行えること。また、代替食は、児童・生徒に配慮し、通常メニューに類似した食事を提供できること。
- (7) 現指定管理者は、地域に密接した事業者であるため、校外学習で利用する見学施設や体験学習場所所管の観光協会等関係団体と、適宜、情報交換や調整を行っており、区とのパイプ役を担っていること。

- (8) 現指定管理者は中学校スキー移動教室で使用しているスキー場を運営しており、ゲレンデの安全対策、レストハウスの確保、学校ごとの要望に対しても、円滑に対応することができる。また、現指定管理者は、岳の湯温泉雲溪荘と日帰り温泉うつくしの湯等の運営も行っており、様々な施設運営を活かしたサービスの提供を行うことができること。
- (9) 上田市民にも、市広報誌にて施設案内ができるため、閑散期の利用率アップに向けた事業を展開するなど、施設の効率的な運営が期待できること。

## 練馬区立武石少年自然の家評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準
団体 審査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性
	2 当該施設の 運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応
提案 審査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制
	4 運営経験を 生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組
	5 施設の維持管理・ 安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制 (4) 食事提供における衛生安全管理体制
	6 効率的な管理 運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性
	7 校外学習の 受入体制 (施設特性 に応じた 評価項目)	(1) 校外学習の受入時の職員配置 (2) 児童・生徒の安全確保に対する基本方針・取組
	8 地域への貢献	(1) 地元、関係機関等との連携の推進

令和 2 年 6 月 25 日  
教育振興部光が丘図書館

### 練馬区立平和台図書館の指定管理者の選定について

練馬区立平和台図書館については、平成 28 年 4 月 1 日からシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者として運営を行ってきた。その指定期間が令和 3 年 3 月 31 日に満了することから、次期の指定管理者の選定を行う。

#### 1 指定期間（予定）

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

#### 2 選定の対象とする団体（現指定管理者）

東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番 3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 関口 昌太郎

#### 3 上記の団体を選定対象として特定する理由

指定期間終了年度の前年度終了後に実施したモニタリングの最終総合評価において、現指定管理者の評価が「良」であったため、今回は公募によらず対象とする団体を特定する。

#### 4 指定管理者の選定手続予定

指定管理者選定小委員会において、対象団体の企画提案書等提出書類、プレゼンテーションの内容、団体運営施設実地調査、税理士による団体経営診断結果等をもとに評価し、さらに指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。

指定管理者の指定の議案は、令和 2 年第四回練馬区議会定例会に提出する。

#### 5 評価項目・評価基準

別紙のとおり



## 練馬区立平和台図書館評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準
団体 審査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性
	2 当該施設の 運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応
提案 審査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制
	4 運営経験を 生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組
	5 施設の維持管理・ 安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制
	6 効率的な管理 運営	(1) 効率的・効果的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性
	7 施設特性に 応じた 評価項目	(1) 館、地域や利用者の特性に応じた事業の提案内容 (2) 図書館事業の利用促進につながる提案内容 (3) 図書館資料の管理に関する提案内容
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進

令和2年6月25日

こども家庭部子育て支援課

練馬区立平和台児童館および練馬区立平和台児童館学童クラブの  
指定管理者の選定について

練馬区立平和台児童館および練馬区立平和台児童館学童クラブについては、平成28年4月1日から公益財団法人児童育成協会を指定管理者として運営を行ってきた。その指定期間が令和3年3月31日に満了することから、次期の指定管理者の選定を行う。

1 指定期間（予定）

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

2 選定の対象とする団体（現指定管理者）

東京都渋谷区東二丁目22番14号 ロゼ氷川6階

公益財団法人児童育成協会

理事長 鈴木 一光

3 上記の団体を選定対象として特定する理由

指定期間終了年度の前年度終了後に実施したモニタリングの最終総合評価において、現指定管理者の評価が「良」であったため、今回は公募によらず対象とする団体を特定する。

4 指定管理者の選定手続予定

指定管理者選定小委員会において、対象団体の企画提案書等提出書類、プレゼンテーションの内容、団体運営施設実地調査、税理士による団体経営診断結果等をもとに評価し、さらに指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。

指定管理者の指定の議案は、令和2年第四回練馬区議会定例会に提出する。

## 5 評価項目・評価基準

別紙のとおり

## 練馬区立平和台児童館等評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準
団 体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性
	2 当該施設の 運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応
提 案 審 査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制
	4 運営経験を 生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組
	5 施設の維持管理・ 安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制
	6 効率的な管理 運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性
	7 施設特性に 応じた 評価項目	(1) 一体的な施設運営に向けた事業内容の提案
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進

令和2年6月25日

こども家庭部子育て支援課

練馬区立東大泉児童館、練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび練馬区立  
東大泉児童館第二学童クラブの指定管理者の選定について

練馬区立東大泉児童館、練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび練馬区立東大泉児童館第二学童クラブについては、平成28年4月1日から株式会社ウィッシュを指定管理者として運営を行ってきた。その指定期間が令和3年3月31日に満了することから、次期の指定管理者の選定を行う。

1 指定期間（予定）

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

2 選定の対象とする団体（現指定管理者）

東京都渋谷区広尾五丁目6番6号 広尾プラザ  
株式会社ウィッシュ  
サポート部 部長 森 清

3 上記の団体を選定対象として特定する理由

指定期間終了年度の前年度終了後に実施したモニタリングの最終総合評価において、現指定管理者の評価が「良」であったため、今回は公募によらず対象とする団体を特定する。

4 指定管理者の選定手続予定

指定管理者選定小委員会において、対象団体の企画提案書等提出書類、プレゼンテーションの内容、団体運営施設実地調査、税理士による団体経営診断結果等をもとに評価し、さらに指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。

指定管理者の指定の議案は、令和2年第四回練馬区議会定例会に提出する。

## 5 評価項目・評価基準

別紙のとおり

## 練馬区立東大泉児童館等評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準
団 体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性
	2 当該施設の 運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応
提 案 審 査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制
	4 運営経験を 生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組
	5 施設の維持管理・ 安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制
	6 効率的な管理 運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性
	7 施設特性に 応じた 評価項目	(1) 一体的な施設運営に向けた事業内容の提案
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進

令和 2 年 6 月 25 日  
教育委員会事務局

令和 2 年第二回練馬区議会定例会提出議案について

令和 2 年 5 月 22 日第 10 回教育委員会定例会で報告した令和元年第二回練馬区議会定例会への議案提出について、以下のとおり区長より提出されたので、報告する。

No.	所管課	件名および内容説明	施行日
1	子育て支援課	練馬区立児童館条例の一部を改正する条例 (内容) 別紙 1 のとおり	令和 3 年 4 月 1 日
2	子育て支援課	練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例 (内容) 別紙 2 のとおり	令和 3 年 4 月 1 日
3	子育て支援課	練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例 (内容) 別紙 3 のとおり	令和 3 年 4 月 1 日
4	子育て支援課	練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (内容) 別紙 4 のとおり	公布の日
5	練馬子ども家庭支援センター	練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例 (内容) 別紙 5 のとおり	令和 2 年 7 月 13 日





別	紙	1
---	---	---

議案第55号

練馬区立児童館条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和2年6月8日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区立児童館条例の一部を改正する条例

練馬区立児童館条例（昭和45年3月練馬区条例第2号）の一部をつぎのように  
改正する。

別表春日町児童館の項をつぎのように改める。

北町はるのひ児童館 東京都練馬区北町六丁目35番7号

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



議案第55号 練馬区立児童館条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕のリーディングプロジェクトに位置付けられている「北保健相談所移転と周辺施設の集約」の実施に当たり、練馬区立春日町児童館を移転するため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

別表春日町児童館の項の名称および位置について、つぎのように改める。

- (1) 「春日町児童館」を「北町はるのひ児童館」に改める。
- (2) 「東京都練馬区春日町二丁目28番3号」を「東京都練馬区北町六丁目35番7号」に改める。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 新旧対照表

裏面のとおり

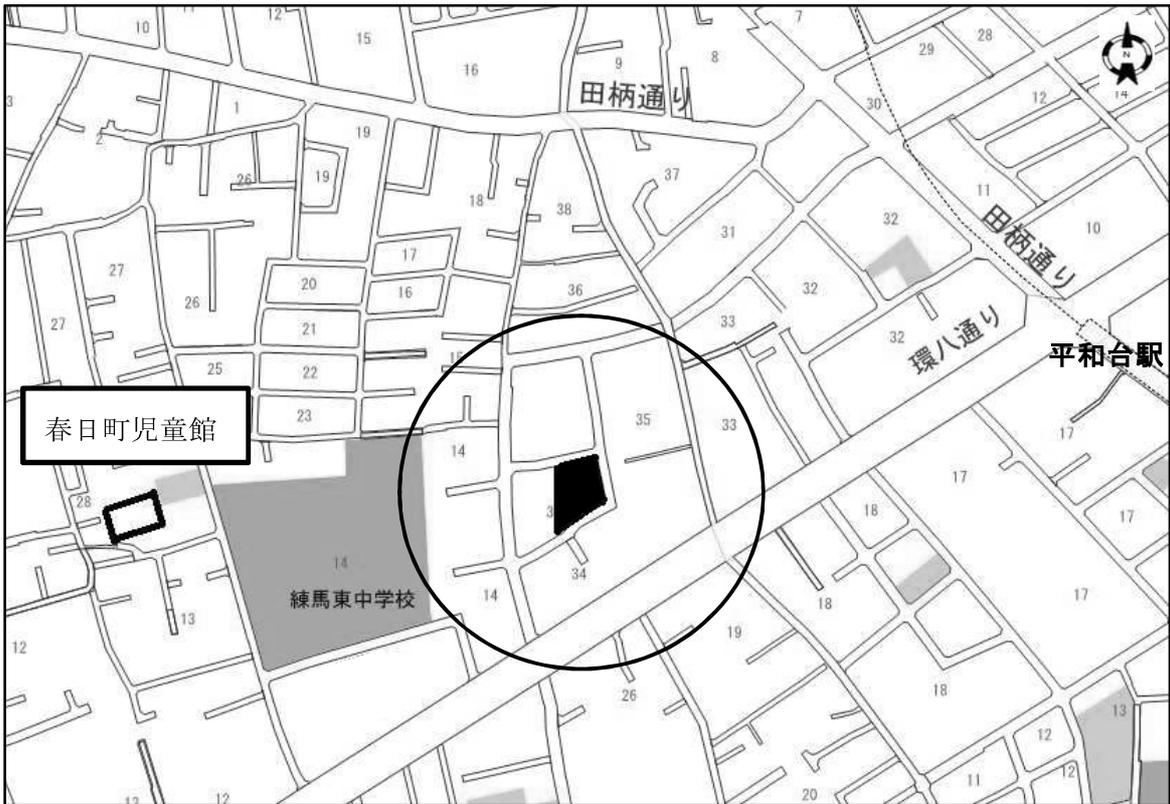
5 位置図等

別紙のとおり

練馬区立児童館条例新旧対照表

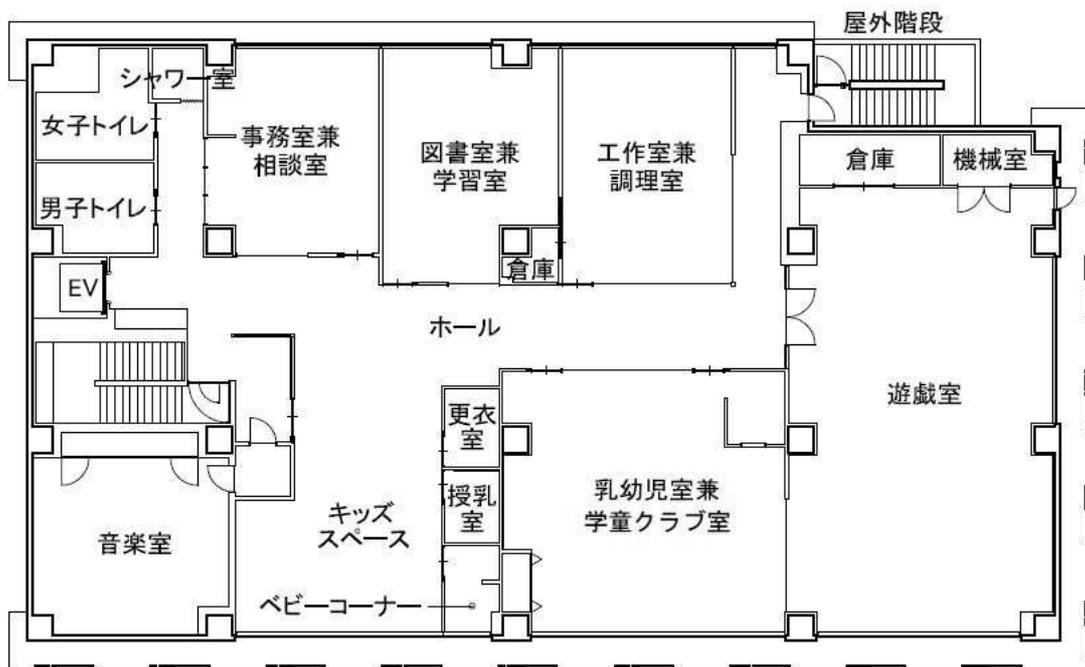
現 行	改正案																
<p>本 則 [略]</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>本 則 [略]</p> <p>付 則 [略]</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>																
<p>別表（第1条関係）</p> <table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>春日町児童館</u></td> <td><u>東京都練馬区春日町二丁目28番3号</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	名称	位置	[略]	[略]	<u>春日町児童館</u>	<u>東京都練馬区春日町二丁目28番3号</u>	[略]	[略]	<p>別表（第1条関係）</p> <table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>北町はるのひ児童館</u></td> <td><u>東京都練馬区北町六丁目35番7号</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	名称	位置	[略]	[略]	<u>北町はるのひ児童館</u>	<u>東京都練馬区北町六丁目35番7号</u>	[略]	[略]
名称	位置																
[略]	[略]																
<u>春日町児童館</u>	<u>東京都練馬区春日町二丁目28番3号</u>																
[略]	[略]																
名称	位置																
[略]	[略]																
<u>北町はるのひ児童館</u>	<u>東京都練馬区北町六丁目35番7号</u>																
[略]	[略]																

# 位置図



..... 練馬区立春日町児童館移転先

### 3階平面図





議案第56号

練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和2年6月8日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

練馬区立学童クラブ条例（平成元年12月練馬区条例第56号）の一部をつぎのよ  
うに改正する。

別表第1 練馬区立練馬第二小学童クラブの項、練馬区立旭町小学童クラブの項  
および練馬区立開進第一小学童クラブの項を削り、同表練馬区立春日町児童館学  
童クラブの項をつぎのように改める。

練馬区立北町はるのひ児童館学童クラブ	東京都練馬区北町六丁目35番7号
--------------------	------------------

別表第1 練馬区立大泉第六小学童クラブの項、練馬区立北大泉地区区民館学童  
クラブの項から練馬区立開進第四小学童クラブの項まで、練馬区立開進第二小学  
童クラブの項および練馬区立開進第四小第二学童クラブの項を削る。

別表第2 練馬区立練馬第二小学童クラブの項、練馬区立旭町小学童クラブの項  
および練馬区立開進第一小学童クラブの項を削り、同表練馬区立南が丘小学童ク  
ラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区立大泉東小学童クラブ
---------------

別表第2中	「	練馬区立大泉第六小学童クラブ	を
		練馬区立練馬東小学童クラブ	
		練馬区立開進第四小学童クラブ	

練馬区立開進第二小学童クラブ

「

練馬区立北町小学童クラブ

に、

練馬区立豊玉第二小学童クラブ

」

「

練馬区立開進第四小第二学童クラブ

を

」

「

練馬区立大泉東小第二学童クラブ

に改める。

」

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第56号 練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

1 改正の理由および内容

- (1) ねりっこクラブの実施に伴い、練馬区立北大泉地区区民館学童クラブ（直営）を廃止するため、別表第1から削る。
- (2) ねりっこクラブの実施に伴い、つぎに掲げる学童クラブ（委託）を廃止するため、これらを別表第1および別表第2から削る。
  - ア 練馬区立練馬第二小学童クラブ
  - イ 練馬区立旭町小学童クラブ
  - ウ 練馬区立開進第一小学童クラブ
  - エ 練馬区立大泉第六小学童クラブ
  - オ 練馬区立練馬東小学童クラブ
  - カ 練馬区立開進第四小学童クラブ
  - キ 練馬区立開進第四小第二学童クラブ
  - ク 練馬区立開進第二小学童クラブ
- (3) つぎに掲げる学童クラブの保育および指導時間を延長するため、これらを別表第2に加える。
  - ア 練馬区立大泉東小学童クラブ
  - イ 練馬区立大泉東小第二学童クラブ
  - ウ 練馬区立北町小学童クラブ
  - エ 練馬区立豊玉第二小学童クラブ
- (4) 練馬区立春日町児童館学童クラブの移転に伴い、別表第1の名称および位置をつぎのように改める。
  - ア 「練馬区立春日町児童館学童クラブ」を「練馬区立北町はるのひ児童館学童クラブ」に改める。
  - イ 「東京都練馬区春日町二丁目28番3号」を「東京都練馬区北町六丁目35番7号」に改める。

2 施行期日

令和3年4月1日

3 新旧対照表

別紙1のとおり

4 参考資料

別紙2のとおり

練馬区立学童クラブ条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
本 則 [略]		本 則 [略]	
付 則 [略]		付 則 [略]	
		付 則	
		この条例は、令和3年4月1日から施行する。	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
練馬区立練馬第二小学童クラブ	東京都練馬区貫井二丁目31番13号	[削る]	[削る]
練馬区立旭町小学童クラブ	東京都練馬区旭町二丁目29番1号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立開進第一小学童クラブ	東京都練馬区早宮二丁目1番31号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立春日町児童館学童クラブ	東京都練馬区春日町二丁目28番3号	練馬区立北町はるのひ児童館学童クラブ	東京都練馬区北町六丁目35番7号
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立大泉第六小学童クラブ	東京都練馬区南大泉五丁目25番29号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立北大泉地区区民館学童クラブ	東京都練馬区大泉町二丁目41番26号	[削る]	[削る]
練馬区立練馬東小学童クラブ	東京都練馬区春日町一丁目30番11号	[削る]	[削る]
練馬区立開進第四小学童クラブ	東京都練馬区羽沢二丁目33番1号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立開進第二小学童クラブ	東京都練馬区桜台五丁目10番5号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]

練馬区立開進第四小第二学童クラブ	東京都練馬区羽沢二丁目33番1号
[略]	[略]

別表第2（第6条関係）

名称
練馬区立練馬第二小学童クラブ
練馬区立旭町小学童クラブ
[略]
練馬区立開進第一小学童クラブ
[略]
練馬区立南が丘小学童クラブ
[新設]
[略]
練馬区立大泉第六小学童クラブ
練馬区立練馬東小学童クラブ
練馬区立開進第四小学童クラブ
[新設]
[新設]
練馬区立開進第二小学童クラブ
[略]
練馬区立光が丘すみれ学童クラブ
[新設]
練馬区立開進第四小第二学童クラブ
[略]

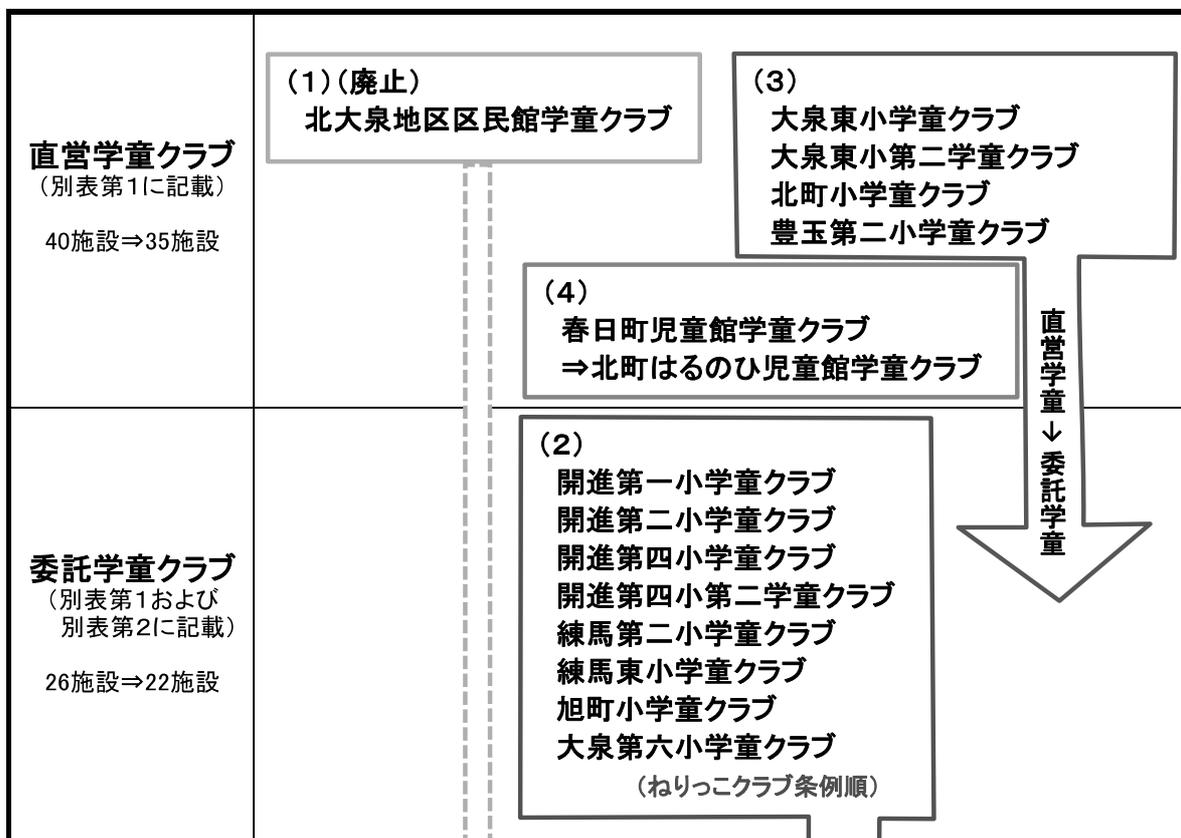
[削る]	[削る]
[略]	[略]

別表第2（第6条関係）

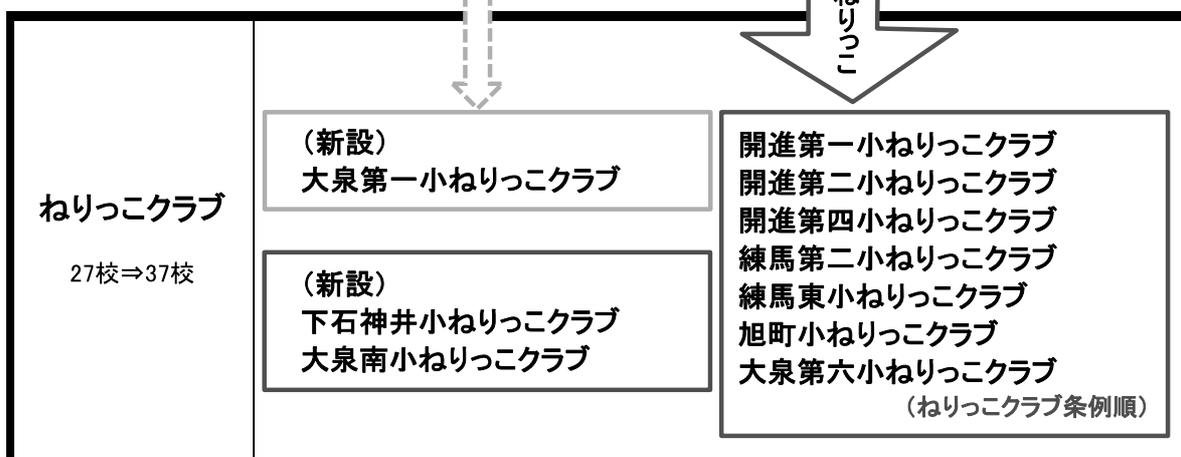
名称
[削る]
[削る]
[略]
[削る]
[略]
練馬区立南が丘小学童クラブ
練馬区立大泉東小学童クラブ
[略]
[削る]
[削る]
[削る]
練馬区立北町小学童クラブ
練馬区立豊玉第二小学童クラブ
[削る]
[略]
練馬区立光が丘すみれ学童クラブ
練馬区立大泉東小第二学童クラブ
[削る]
[略]

議案第56号 練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例  
 議案第57号 練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例 概要図

【練馬区立学童クラブ条例】



【練馬区ねりっこクラブ条例】







議案第57号

練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和2年6月8日

提出者 練馬区長 前川 耀 男

練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例

練馬区ねりっこクラブ条例（平成27年6月練馬区条例第46号）の一部をつぎのように改正する。

第3条第1項中第2号を第3号とし、第1号のつぎにつぎの1号を加える。

(2) 前号の放課後児童健全育成事業に準ずる事業として、次号の事業終了後等において児童に保育および指導を行う事業（以下「ねりっこプラス」という。）

第3条第2項中「ねりっこ学童クラブおよびねりっこひろばを」を「同項各号に掲げるそれぞれの事業（以下「各事業」という。）を」に、「ねりっこ学童クラブおよびねりっこひろばの」を「各事業の」に改める。

第5条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号のつぎにつぎの1号を加える。

(2) ねりっこプラスへの入会の承認を受けた児童

第5条中第2項を第3項とし、第1項のつぎにつぎの1項を加える。

2 ねりっこプラスに入会できる者は、前項で定めるねりっこ学童クラブの対象児童のうち、規則で定める者とする。

第7条第2項中「における」のつぎに「ねりっこ学童クラブの」を加え、同条第5項中「第3項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項を同条第7項とし、同条第3項のつぎにつぎの3項を加える。

4 ねりっこプラスの保育および指導時間は、午後4時30分から午後6時までの間で規則で定める時間とする。

5 前項の規定にかかわらず、学校休業日のうち、前条第2項に規定する規則で定める日におけるねりっこプラスの保育および指導時間は、午前9時から午後6時までの間で規則で定める時間とする。

6 別表第2に掲げるねりっこクラブのねりっこプラスにおいては、前2項の保育および指導時間の終了時間を午後7時まで延長し、ならびに学校休業日の午前8時から午前9時までの間についても保育および指導を実施する。

第8条第4項ただし書中「第1項」のつぎに「または第4項」を、「ねりっこ学童クラブ」のつぎに「またはねりっこプラス」を加え、同項を同条第7項とし、同条第3項のつぎにつきの3項を加える。

4 ねりっこプラスへの入会を希望する児童の保護者は、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。

5 区長は、前項の承認に際し、必要な条件を付けることができる。

6 区長は、規則で定める基準により第4項の承認を行うものとする。

第9条につきの1項を加える。

2 区長は、つぎの各号のいずれかに該当すると認めるときは、ねりっこプラスへの入会を承認しない。

(1) 児童が疾病その他の事由により集団生活に適さないと認められるとき。

(2) ねりっこプラスの運営上支障があると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が入会を不相当と認めるとき。

第10条第3項中「第7条第3項」を「ねりっこ学童クラブにおいて、第7条第3項」に改め、同条につきの2項を加える。

4 ねりっこプラスに入会した児童の保護者は、児童1人につき月額1,000円の保育料を納付しなければならない。

5 ねりっこプラスにおいて、第7条第6項の規定により、午後7時まで保育および指導を受ける場合は児童1人につき月額2,000円を、午前8時から午前9時までの間に保育および指導を受ける場合は児童1人につき月額500円を、前項に定める額に加算する。

第13条第2項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項のつぎにつきの1項を加える。

2 区長は、前項各号のいずれかに該当するときは、ねりっこプラスへの入会の承認を取り消し、または利用を制限し、もしくは停止することができる。

別表第1 練馬区中村西小ねりっこクラブの項のつぎにつきのように加える。

練馬区開進第一小 ねりっこクラブ	練馬区立開進第一小学校	東京都練馬区早宮二丁目1 番31号
	練馬区立開進第一小ねりっ こ学童クラブ	東京都練馬区早宮二丁目1 番31号
練馬区開進第二小 ねりっこクラブ	練馬区立開進第二小学校	東京都練馬区桜台五丁目10 番5号
	練馬区立開進第二小ねりっ こ学童クラブ	東京都練馬区桜台五丁目10 番5号

別表第1 練馬区開進第三小ねりっこクラブの項のつぎにつきのように加える。

練馬区開進第四小 ねりっこクラブ	練馬区立開進第四小学校	東京都練馬区羽沢二丁目33 番1号
	練馬区立開進第四小ねりっ こ学童クラブ	東京都練馬区羽沢二丁目33 番1号

別表第1 練馬区練馬小ねりっこクラブの項のつぎにつきのように加える。

練馬区練馬第二小 ねりっこクラブ	練馬区立練馬第二小学校	東京都練馬区貫井二丁目31 番13号
	練馬区立練馬第二小ねりっ こ学童クラブ	東京都練馬区貫井二丁目31 番13号
練馬区練馬東小ね りっこクラブ	練馬区立練馬東小学校	東京都練馬区春日町一丁目 30番11号
	練馬区立練馬東小ねりっこ 学童クラブ	東京都練馬区春日町一丁目 30番11号

別表第1 練馬区向山小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区旭町小ねり っこクラブ	練馬区立旭町小学校	東京都練馬区旭町二丁目29 番1号
	練馬区立旭町小ねりっこ学 童クラブ	東京都練馬区旭町二丁目29 番1号

別表第1 練馬区上石神井小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区下石神井小 ねりっこクラブ	練馬区立下石神井小学校	東京都練馬区下石神井二丁 目20番18号
	練馬区立下石神井小ねりっ こ学童クラブ	東京都練馬区下石神井二丁 目20番18号

別表第1 練馬区関町小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区大泉第一小 ねりっこクラブ	練馬区立大泉第一小学校	東京都練馬区大泉町三丁目 16番23号
	練馬区立大泉第一小ねりっ こ学童クラブ	東京都練馬区大泉町三丁目 16番23号

別表第1 練馬区大泉第三小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区大泉第六小 ねりっこクラブ	練馬区立大泉第六小学校	東京都練馬区南大泉五丁目 25番29号
	練馬区立大泉第六小ねりっ こ学童クラブ	東京都練馬区南大泉五丁目 25番29号
練馬区大泉南小ね りっこクラブ	練馬区立大泉南小学校	東京都練馬区東大泉六丁目 28番1号
	練馬区立大泉南小ねりっこ 学童クラブ	東京都練馬区東大泉六丁目 28番1号

別表第2 練馬区中村西小ねりっこクラブの項のつぎにつきのように加える。

練馬区開進第一小ねりっこクラブ
-----------------

練馬区開進第二小ねりっこクラブ
-----------------

別表第2 練馬区開進第三小ねりっこクラブの項のつぎにつきのように加える。

練馬区開進第四小ねりっこクラブ
-----------------

別表第2 練馬区練馬小ねりっこクラブの項のつぎにつきのように加える。

練馬区練馬第二小ねりっこクラブ
-----------------

練馬区練馬東小ねりっこクラブ
----------------

別表第2 練馬区向山小ねりっこクラブの項のつぎにつきのように加える。

練馬区旭町小ねりっこクラブ
---------------

別表第2 練馬区上石神井小ねりっこクラブの項のつぎにつきのように加える。

練馬区下石神井小ねりっこクラブ
-----------------

別表第2 練馬区関町小ねりっこクラブの項のつぎにつきのように加える。

練馬区大泉第一小ねりっこクラブ
-----------------

別表第2 練馬区大泉第三小ねりっこクラブの項のつぎにつきのように加える。

練馬区大泉第六小ねりっこクラブ
-----------------

練馬区大泉南小ねりっこクラブ
----------------

#### 付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定、第9条に1項を加える改正規定および第13条の改正規定は、練馬区規則で定める日から施行する。



議案第57号 練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例

1 改正の理由および内容

(1) つぎに掲げるねりっこクラブを実施するため、これらを別表第1および別表第2に加える。

- ア 練馬区開進第一小ねりっこクラブ
- イ 練馬区開進第二小ねりっこクラブ
- ウ 練馬区開進第四小ねりっこクラブ
- エ 練馬区練馬第二小ねりっこクラブ
- オ 練馬区練馬東小ねりっこクラブ
- カ 練馬区旭町小ねりっこクラブ
- キ 練馬区下石神井小ねりっこクラブ
- ク 練馬区大泉第一小ねりっこクラブ
- ケ 練馬区大泉第六小ねりっこクラブ
- コ 練馬区大泉南小ねりっこクラブ

(2) ねりっこプラス事業の実施に当たり、つぎの事項を定める。

- ア ねりっこプラスを、放課後児童健全育成事業に準ずる事業として、ねりっこひろばの事業終了後等において児童に保育および指導を行う事業と定める。(第3条関係)
- イ ねりっこプラスに入会できる対象児童を定める。(第5条関係)
- ウ ねりっこプラスの保育および指導時間を定める。(第7条関係)
- エ ねりっこプラスの入会手続等を定める。(第8条関係)
- オ ねりっこプラスの入会の不承認に係る事項を定める。(第9条関係)
- カ ねりっこプラスの保育料を定める。(第10条関係)
- キ ねりっこプラスの入会承認の取消し等に係る事項を定める。(第13条関係)

2 施行期日

令和3年4月1日。ただし、1(2)エ、オ、キについては、練馬区規則で定める日

3 新旧対照表

別紙1のとおり

4 ねりっこプラスの参考資料

別紙2のとおり

練馬区ねりっこクラブ条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(事業等)</p> <p>第3条 区長は、第1条の目的を達成するため、つぎに掲げる事業（以下「ねりっこクラブ」という。）を同一の練馬区立小学校内等において行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 区長は、前項のねりっこクラブの実施に当たっては、<u>ねりっこ学童クラブおよびねりっこひろば</u>を利用する児童が、日常的に居場所を共有し、相互に交流することができるよう、<u>ねりっこ学童クラブおよびねりっこひろばの連携</u>および調整を行うものとする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(事業等)</p> <p>第3条 区長は、第1条の目的を達成するため、つぎに掲げる事業（以下「ねりっこクラブ」という。）を同一の練馬区立小学校内等において行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>前号の放課後児童健全育成事業に準ずる事業として、次号の事業終了後等において児童に保育および指導を行う事業（以下「ねりっこプラス」という。）</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 区長は、前項のねりっこクラブの実施に当たっては、<u>同項各号に掲げるそれぞれの事業（以下「各事業」という。）</u>を利用する児童が、日常的に居場所を共有し、相互に交流することができるよう、<u>各事業の連携</u>および調整を行うものとする。</p> <p>3 [略]</p>
<p>(対象児童)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>2</u> <u>ねりっこひろば</u>を利用できる者は、つぎに掲げる者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた児童</p>	<p>(対象児童)</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>2</u> <u>ねりっこプラス</u>に入会できる者は、<u>前項で定めるねりっこ学童クラブの対象児童のうち、規則で定める者とする。</u></p> <p><u>3</u> <u>ねりっこひろば</u>を利用できる者は、つぎに掲げる者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>ねりっこプラスへの入会の承認を受けた児童</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた児童</p>

(保育および指導時間等)

第7条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、土曜日における保育および指導時間は、午後5時までとする。

3 [略]

[新設]

[新設]

[新設]

4 [略]

5 区長は、特に必要があると認めるときは、第1項から第3項までの保育および指導時間ならびに前項の実施時間を変更することができる。

(入会の手続等)

第8条 [略]

2・3 [略]

[新設]

[新設]

[新設]

(保育および指導時間等)

第7条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、土曜日におけるねりっこ学童クラブの保育および指導時間は、午後5時までとする。

3 [略]

4 ねりっこプラスの保育および指導時間は、午後4時30分から午後6時までの間で規則で定める時間とする。

5 前項の規定にかかわらず、学校休業日のうち、前条第2項に規定する規則で定める日におけるねりっこプラスの保育および指導時間は、午前9時から午後6時までの間で規則で定める時間とする。

6 別表第2に掲げるねりっこクラブのねりっこプラスにおいては、前2項の保育および指導時間の終了時間を午後7時まで延長し、ならびに学校休業日の午前8時から午前9時までの間についても保育および指導を実施する。

7 [略]

8 区長は、特に必要があると認めるときは、第1項から第6項までの保育および指導時間ならびに前項の実施時間を変更することができる。

(入会の手続等)

第8条 [略]

2・3 [略]

4 ねりっこプラスへの入会を希望する児童の保護者は、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。

5 区長は、前項の承認に際し、必要な条件を付けることができる。

6 区長は、規則で定める基準により第4項の承認を行うものとする。

4 ねりっこひろばの利用を希望する児童の保護者は、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に登録の申込みをしなければならない。ただし、第1項の規定により、ねりっこ学童クラブへの入会の承認を受けた場合は、この限りでない。

(入会の不承認)

第9条 [略]

[新設]

(保育料)

第10条 [略]

2 [略]

3 第7条第3項の規定により、午後7時まで保育および指導を受ける場合は児童1人につき月額2,000円を、午前8時から保育および指導を受ける場合は児童1人につき月額500円を、前2項に定める額に加算する。

[新設]

[新設]

7 ねりっこひろばの利用を希望する児童の保護者は、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に登録の申込みをしなければならない。ただし、第1項または第4項の規定により、ねりっこ学童クラブまたはねりっこプラスへの入会の承認を受けた場合は、この限りでない。

(入会の不承認)

第9条 [略]

2 区長は、つぎの各号のいずれかに該当すると認めるときは、ねりっこプラスへの入会を承認しない。

(1) 児童が疾病その他の事由により集団生活に適さないと認められるとき。

(2) ねりっこプラスの運営上支障があると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が入会を不相当と認めるとき。

(保育料)

第10条 [略]

2 [略]

3 ねりっこ学童クラブにおいて、第7条第3項の規定により、午後7時まで保育および指導を受ける場合は児童1人につき月額2,000円を、午前8時から保育および指導を受ける場合は児童1人につき月額500円を、前2項に定める額に加算する。

4 ねりっこプラスに入会した児童の保護者は、児童1人につき月額1,000円の保育料を納付しなければならない。

5 ねりっこプラスにおいて、第7条第6項の規定により、午後7時まで保育および指導を受ける場合は児童1人につき月額2,000円を、午前8時から午前9時までの間に保育および指導を受ける場合は児童1人につき月額500円を、前項に定める

(入会承認の取消し等)

第13条 [略]

[新設]

2 区長は、前項各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するときは、ねりっこひろばの利用を制限し、または停止することができる。

付 則 [略]

別表第1 (第4条関係)

名称	実施場所	
	施設の名称	位置
[略]	[略]	[略]
練馬区中村西小ねりっこクラブ	練馬区立中村西小学校	東京都練馬区中村北四丁目17番1号
	練馬区立中村西小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区中村北四丁目17番1号
[新設]	[新設]	[新設]
	[新設]	[新設]

額に加算する。

(入会承認の取消し等)

第13条 [略]

2 区長は、前項各号のいずれかに該当するときは、ねりっこプラスへの入会の承認を取り消し、または利用を制限し、もしくは停止することができる。

3 区長は、第1項各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するときは、ねりっこひろばの利用を制限し、または停止することができる。

付 則 [略]

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定、第9条に1項を加える改正規定および第13条の改正規定は、練馬区規則で定める日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

名称	実施場所	
	施設の名称	位置
[略]	[略]	[略]
練馬区中村西小ねりっこクラブ	練馬区立中村西小学校	東京都練馬区中村北四丁目17番1号
	練馬区立中村西小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区中村北四丁目17番1号
練馬区開進第一小ねりっこクラブ	練馬区立開進第一小学校	東京都練馬区早宮二丁目1番31号
	練馬区立開進第一小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区早宮二丁目1番31号

[新設]	[新設]	[新設]	練馬区開 進第二小 ねりっこ クラブ	練馬区立開進第 二小学校  練馬区立開進第 二小ねりっこ学 童クラブ	東京都練馬区桜 台五丁目10番5 号  東京都練馬区桜 台五丁目10番5 号
練馬区開 進第三小 ねりっこ クラブ	練馬区立開進第 三小学校  練馬区立開進第 三小ねりっこ学 童クラブ	東京都練馬区桜 台二丁目18番1 号  東京都練馬区桜 台二丁目18番1 号	練馬区開 進第三小 ねりっこ クラブ	練馬区立開進第 三小学校  練馬区立開進第 三小ねりっこ学 童クラブ	東京都練馬区桜 台二丁目18番1 号  東京都練馬区桜 台二丁目18番1 号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区開 進第四小 ねりっこ クラブ	練馬区立開進第 四小学校  練馬区立開進第 四小ねりっこ学 童クラブ	東京都練馬区羽 沢二丁目33番1 号  東京都練馬区羽 沢二丁目33番1 号
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区練 馬小ねり っこクラ ブ	練馬区立練馬小 学校  練馬区立練馬小 ねりっこ学童ク ラブ	東京都練馬区春 日町六丁目11番 36号  東京都練馬区春 日町六丁目11番 36号	練馬区練 馬小ねり っこクラ ブ	練馬区立練馬小 学校  練馬区立練馬小 ねりっこ学童ク ラブ	東京都練馬区春 日町六丁目11番 36号  東京都練馬区春 日町六丁目11番 36号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区練 馬第二小 ねりっこ クラブ	練馬区立練馬第 二小学校  練馬区立練馬第 二小ねりっこ学 童クラブ	東京都練馬区貫 井二丁目31番13 号  東京都練馬区貫 井二丁目31番13 号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区練 馬東小ね りっこク ラブ	練馬区立練馬東 小学校  練馬区立練馬東 小ねりっこ学童 クラブ	東京都練馬区春 日町一丁目30番 11号  東京都練馬区春 日町一丁目30番 11号
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

練馬区向山小ねりっこクラブ	練馬区立向山小学校	東京都練馬区向山二丁目14番11号	練馬区向山小ねりっこクラブ	練馬区立向山小学校	東京都練馬区向山二丁目14番11号
	練馬区立向山小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区向山二丁目14番11号		練馬区立向山小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区向山二丁目14番11号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区旭町小ねりっこクラブ	練馬区立旭町小学校	東京都練馬区旭町二丁目29番1号
	[新設]	[新設]		練馬区立旭町小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区旭町二丁目29番1号
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区上石神井小ねりっこクラブ	練馬区立上石神井小学校	東京都練馬区上石神井四丁目10番9号	練馬区上石神井小ねりっこクラブ	練馬区立上石神井小学校	東京都練馬区上石神井四丁目10番9号
	練馬区立上石神井小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区上石神井四丁目10番4号		練馬区立上石神井小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区上石神井四丁目10番4号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区下石神井小ねりっこクラブ	練馬区立下石神井小学校	東京都練馬区下石神井二丁目20番18号
	[新設]	[新設]		練馬区立下石神井小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区下石神井二丁目20番18号
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区関町小ねりっこクラブ	練馬区立関町小学校	東京都練馬区関町北三丁目23番34号	練馬区関町小ねりっこクラブ	練馬区立関町小学校	東京都練馬区関町北三丁目23番34号
	練馬区立関町小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区関町北三丁目23番34号		練馬区立関町小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区関町北三丁目23番34号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区大泉第一小ねりっこクラブ	練馬区立大泉第一小学校	東京都練馬区大泉町三丁目16番23号
	[新設]	[新設]		練馬区立大泉第一小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区大泉町三丁目16番23号

練馬区大泉第三小ねりっこクラブ	練馬区立大泉第三小学校 練馬区立大泉第三小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区大泉学園町三丁目22番1号 東京都練馬区大泉学園町三丁目22番2号
[新設]	[新設]	[新設]
	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]
	[新設]	[新設]
[略]	[略]	[略]

別表第2 (第7条関係)

名称
[略]
練馬区中村西小ねりっこクラブ
[新設]
[新設]
練馬区開進第三小ねりっこクラブ
[新設]
[略]
練馬区練馬小ねりっこクラブ
[新設]
[新設]
[略]
練馬区向山小ねりっこクラブ
[新設]
[略]
練馬区上石神井小ねりっこクラブ
[新設]

練馬区大泉第三小ねりっこクラブ	練馬区立大泉第三小学校 練馬区立大泉第三小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区大泉学園町三丁目22番1号 東京都練馬区大泉学園町三丁目22番2号
練馬区大泉第六小ねりっこクラブ	練馬区立大泉第六小学校 練馬区立大泉第六小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区南大泉五丁目25番29号 東京都練馬区南大泉五丁目25番29号
練馬区大泉南小ねりっこクラブ	練馬区立大泉南小学校 練馬区立大泉南小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区東大泉六丁目28番1号 東京都練馬区東大泉六丁目28番1号
[略]	[略]	[略]

別表第2 (第7条関係)

名称
[略]
練馬区中村西小ねりっこクラブ
練馬区開進第一小ねりっこクラブ
練馬区開進第二小ねりっこクラブ
練馬区開進第三小ねりっこクラブ
練馬区開進第四小ねりっこクラブ
[略]
練馬区練馬小ねりっこクラブ
練馬区練馬第二小ねりっこクラブ
練馬区練馬東小ねりっこクラブ
[略]
練馬区向山小ねりっこクラブ
練馬区旭町小ねりっこクラブ
[略]
練馬区上石神井小ねりっこクラブ
練馬区下石神井小ねりっこクラブ

[略]	[略]
練馬区関町小ねりっこクラブ	練馬区関町小ねりっこクラブ
[新設]	練馬区大泉第一小ねりっこクラブ
練馬区大泉第三小ねりっこクラブ	練馬区大泉第三小ねりっこクラブ
[新設]	練馬区大泉第六小ねりっこクラブ
[新設]	練馬区大泉南小ねりっこクラブ
[略]	[略]

## ねりっこプラスについて

	ねりっこ学童クラブ	ねりっこプラス	ねりっこひろば
対象	保育を必要とする児童	保育を必要とする児童 (ねりっこクラブ実施校で待機 となっている児童)	ねりっこクラブ実施校の全児童
時間	授業あり 放課後～午後6時  授業なし 午前9時～午後6時  ※土曜日は午後5時まで	授業あり 午後5時～6時 ※冬季は午後4時半～6時  授業なし (三季休業) 午後5時～6時 ※冬季は午後4時半～6時 (土曜日等ひろばのない日) 午前9時～午後6時	授業あり 放課後～午後5時  授業なし 午前9時～午後5時  ※冬季は午後4時半まで
場所	学童クラブ室等 (専用区画)	ひろば室 (専用区画)	ひろば室
職員	支援の単位に支援員2名以上を 配置	支援の単位に支援員2名以上を 配置	活動スペースごとに見守り職員 を配置(資格・人数要件なし)
利用料	5,500円/月	1,000円/月	なし (保険料500円/年)
出欠確認	あり(下校時)	あり(下校時)	なし
おやつ	あり	なし	なし





別	紙	4
---	---	---

議案第58号

練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月8日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例（平成27年3月練馬区条例第27号）の一部をつぎのように改正する。

第11条第3項中「指定都市」のつぎに「もしくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 参考資料

令和 2 年 6 月 11 日

こども家庭部子育て支援課

議案第 5 8 号 練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

放課後児童支援員となるために必要な研修の実施主体に中核市の長を加える。（第11条関係）

### 3 施行期日

公布の日

### 4 新旧対照表

裏面のとおり

練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(職員)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、つぎの各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、つぎの各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市<u>もしくは同法第252条の22第1項の中核市</u>の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>付 則 [略]</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>



議案第59号

練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和2年6月8日

提出者 練馬区長 前 川 燿 男

練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

練馬区立子ども家庭支援センター条例（平成17年7月練馬区条例第65号）の一部をつぎのように改正する。

第2条の表練馬区立練馬子ども家庭支援センターの項中「東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号」を「東京都練馬区豊玉北五丁目28番3号」に改める。

付 則

この条例は、令和2年7月13日から施行する。



令和 2 年 6 月 11 日

こども家庭部練馬子ども家庭支援センター

議案第 59 号 練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

練馬区立練馬子ども家庭支援センターの体制の充実・強化と、都児童相談所とのさらなる連携強化を図るに当たり、当該子ども家庭支援センターを豊玉北五丁目にある民間ビルに移転するため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

練馬区立練馬子ども家庭支援センターの位置について、「東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号」を「東京都練馬区豊玉北五丁目28番3号」に改める。（第2条関係）

3 施行期日

令和 2 年 7 月 13 日

4 新旧対照表

裏面のとおり

5 位置図等

別紙のとおり

練馬区立子ども家庭支援センター条例新旧対照表

現 行		改正案	
(名称および位置) 第2条 センターの名称および位置は、つぎのとおりとする。		(名称および位置) 第2条 センターの名称および位置は、つぎのとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
練馬区立練馬子ども家庭支援センター	東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号 東京都練馬区豊玉北五丁目18番12号（練馬駅南分室） 東京都練馬区練馬一丁目17番1号（練馬駅北分室）	練馬区立練馬子ども家庭支援センター	東京都練馬区豊玉北五丁目28番3号 東京都練馬区豊玉北五丁目18番12号（練馬駅南分室） 東京都練馬区練馬一丁目17番1号（練馬駅北分室）
[略]	[略]	[略]	[略]
付 則 [略]		付 則 [略] 付 則 <u>この条例は、令和2年7月13日から施行する。</u>	

# 位置図



■ …………… 練馬区立練馬子ども家庭支援センター移転先

練馬区立練馬子ども家庭支援センター 平面図

